

[事案 30-303] 新契約無効請求

・令和元年 7 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-286] の申立人と同一人である。

また、[事案 30-285] [事案 30-302] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約時、募集人から、減額と解約が同じであるとの説明を一切受けていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 8 月に乗合代理店から契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)提案されたプランを減額した場合には、支払い蓄積分を減額した新たなコースに振り分けることが可能で、これを行うと保険料支払年数が増えると説明された。
- (2)減額が解約と同じという説明や、減額した場合の違約金等の説明は一切なかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)プレゼンテーションや申込時、設計書の数値を使い、減額時の保険料、保障額、低解約返戻金等について説明を行った。
- (2)減額については、設計書を用いながら、支払保険料を減らせば、それに比例して保険金額が減り、解約返戻金も減る旨を説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人が募集人の説明により、減額によるデメリットがないと誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。